

## 「（仮称）仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（H30, NEDO）」に示されるような前倒し調査を実施（又は予定）している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	先行調査として、希少猛禽類調査を2023年12月より実施しております。
1-2		相互理解等	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	地域関係者への情報提供は、七飯町役場を中心に関係行政と相談し、方法書縦覧前に観光団体等へ個別での事業説明を行い、ご意見を伺いました。説明会の実施や、図書の設置時にあらまし等の理解促進につながるような資料を提供することなど、検討させていただきます。
1-3		図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトにおける、本方法書のインターネットでの公表期間は意見提出期限までとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ることを目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30. 4. 1施行R4. 6. 30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていますが、本通知に対する事業者の見解についてご教示ください。	①風車配置・管理用道路等の事業計画が審査段階であり最終決定ではないこと、またダウンロードや印刷後の二次利用の回避の観点から、公開期間内での公表と致しております。説明会では、要約資料の配布や、意見書提出期間内に図書を縦覧いただけるよう縦覧期間の延長を実施し、利便性の向上に努めております。今後、図書の縦覧と併せてお持ち帰りいただける資料等の設置につきましても検討致します。 ②環境省通知の発出内容について認識しておりますが、環境影響評価方法書の手続きは、風車配置・管理用道路等の事業計画が審査段階であり最終決定ではないこと、またダウンロードや印刷後の二次利用の回避の観点から、現時点では公開を行っておりません。

## 2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2. 1対象事業の目的	1次	北斗市においては、「森林や海洋環境の保全を促進し、温室効果ガスの抑制並びに吸収機能の持続に努め」とされていることを把握された上で、対象事業実施区域の大部分が保安林である本事業を計画されたことに対する事業者の見解をご教示ください。	事業実施区域内に保安林が含まれておりますが、今後の事業計画の検討において伐採・造成範囲の縮減を図るとともに、渡島総合振興局と協議を行う方針です。
2-2	3	2. 2. 3 特定対象事業により設置される発電所の出力	1次	風力発電機の基数について、「最大6～9基」と記載がありますが、最大と記載されていることから5基以下になることも想定されるのでしょうか。	設置する風力発電機の機種は今後選定いたしますが、現時点では風力発電機の基数が5基以下となることは想定しておりません。
2-3	9	図2. 2-2 写真撮影位置及び方向	1次	9の地点の写真が事業地ではない方向を指していますが、事業地方向の写真はないでしょうか。	図2. 2-2の9の写真は、白鳥台セバットからのものですが、対象事業実施区域の北側半分方向は樹木で隠されており、それを避けた撮影方向になっています。そのような障害物の無い、東南東から対象事業実施区域全域を見渡せる城岱牧場からの写真（2024年5月16日撮影）を別添資料1次Q2-3にお示しします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	12	図2.2-3風力発電機設置予定範囲	1次	<p>①発電所に係る環境影響評価の手引(令和6年2月 経済産業省)では「特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい。」とされており、また、設置位置に応じたアセス手法の検討が必要と考えますが、示された図書では、設置予定範囲のみが示されており、具体的な配置案が示されておりません。現段階で検討中の配置案がありましたら、資料としてご提示ください。配置の絞り込みができていない場合には、道への提示が可能となる時期についてご教示願います。</p> <p>②今後、風車の配置によっては、本方法書で示されている調査地点等の見直しが必要となるおそれがありますが、どのように対応されるお考えでしょうか。</p> <p>③風力発電機の設置基数について、西側と東側にどのように配分することを想定されているのかをご教示ください。</p>	<p>①風力発電機の配置計画は、用地交渉を含めて現在協議中ではありますが、現段階での配置計画を【別添資料1次 Q2-4(非公開資料)】にお示します。なお、地権者の特定等により利益侵害が生じる可能性がありますため、非公開資料とさせていただきます。</p> <p>②現時点で、風車配置エリア外の風車配置は想定しておりません。方法書記載の調査地点は、環境影響を把握できるよう広域の予測評価を行うこととして設定しました。</p> <p>③現在の風車配置は①の別添資料(非公開)のとおりです。【別添資料1次 Q2-4_風力発電機配置案】をお示しいたします。</p>
2-5	14	図2.2-4 風力発電機の概略図 図2.2-5 基礎構造図(例)	1次	<p>①基礎の構造は、地盤調査等の結果を踏まえて決定するとされていますが、同一規格の風力発電機を設置する場合であっても、地盤調査の結果によって、設置位置により基礎構造が異なる場合があると解してよろしいでしょうか。</p> <p>②風力発電機の諸元及び基礎の構造は準備書段階で決定したものが示されるものでしょうか。</p> <p>③環境影響の評価等においては、想定される最大規模の風力発電機を設置した場合の影響を対象とすると解してよろしいでしょうか。</p>	<p>①風力発電機の基礎構造は、地盤調査の結果によって構造が異なる可能性があります。</p> <p>②風力発電機の機種は今後選定いたしますが、準備書段階で機種選定が決定している場合は諸元及び構造を記載いたします。</p> <p>③環境影響の評価にあたっては、各環境要素において想定される最大影響を対象といたします。</p>
2-6	15	3. 変電施設及び送電線	1次	<p>「変電所、送電線ルート及び送電線の敷設方法については現在検討中である。」とされていますが、方法書作成後に、決定された事項がありましたら、その内容をご教示ください。</p> <p>また、現時点においても未定の場合には、規模や配置が決定する時期と、配置を検討する上で配慮を検討している事項がありましたら、その内容をご教示ください。</p>	<p>変電所の位置につきましては、現在用地の協議を実施しており、2024年内を目途に位置を決定致します。変電所及び送電線ルートについては現在検討中ですが、配置検討に際し、伐採・造成等の影響を小さくするよう、既設道路への埋設や造成地の利用等について検討する方針です。</p>
2-7	16	(4)主要な工事の方法及び規模	1次	<p>風力発電機4,300kW級を9機設置した場合で見積もっていますが、6,100kW級の風力発電機を設置した場合は、変更区域の面積はどの程度となるのでしょうか。</p>	<p>風力発電機の配置は今後検討いたしますが、大型の風力発電機の輸送・設置が可能となった場合は変更区域は小さくなると思います。</p>
2-8	16	b.緑化に伴う修景計画	1次	<p>切盛法面は、可能な限り在来種による緑化を実施するとされていますが、</p> <p>①法面以外の改変部分の緑化に対する事業者の見解と対応方針をご教示ください。</p> <p>②全て在来種を使用することは難しいのでしょうか。外来種を用いなければならなくなる事態となる想定がありましたら、そのことについて詳細をご教示いただくとともに、用いる可能性のある外来種(国内外来種を含む。)とその外来種が侵略的な種ではないことの根拠や、外来種の拡散防止対策についても併せてご教示ください。</p> <p>③在来種でも産地が遺伝子保全上重要と考えられますので、種子の産地に対する事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①法面以外の平坦部(管理用道路・風車ヤード)については、維持管理において利用することから、砕石・舗装等を行う計画としています。</p> <p>②法面緑化は早期緑化による法面安定の観点から、外来牧草の混合播種を想定しています。外来牧草は高速道路の法面緑化等にも使用実績のある、ケンタッキーブルーグラス、クリーピングレッドフェスク等の侵略的な種ではないものを使用する計画です。</p> <p>③在来種の緑化資材による遺伝子攪乱に対する配慮は重要と認識しています。在来種苗の調達について、道内生産の種苗が調達できる場合はその調達に努めますが、産地の指定については国内生産の種苗の確保について検討いたします。</p>
2-9	16	(1)工事用道路	1次	<p>生コン調達先を決定していないとのことですが、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集中する対象事業実施区域周辺の主要なルートが変更となることはないのか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>生コン調達先は現時点では未定ですが、コンクリートミキサー車の走行ルートは工事関係車両の走行ルート(国道5号、国道277号、道道843号、大沼インター線、北斗市道)を想定しています。このため、主要な走行ルートの変更は想定しておりません。</p>
2-10	17	(1)工事用道路	1次	<p>①対象事業実施区域の既存道路の拡幅及び新設道路の設置について、どのような改変を予定しているのか、予定される工種を明らかにした上で具体的に説明願います。</p> <p>②管理者に対し事前に十分な説明・協議を行うとされていますが、管理者とは具体的にどのような機関を指すのかをご教示ください。</p>	<p>①既設道路については一部拡幅による樹林伐採および切土盛土による造成を、新設道路については樹林伐採、切土盛土による造成のほか、砕石・舗装を行う計画です。</p> <p>②既設道路については、渡島総合振興局(林道管理者)との協議を行います。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-11	18 19	図2.2-6,7大型部品の輸送・工事関係車両の主要な走行ルート	1次	対象事業実施区域に含まれていないルートは、拡幅の予定がない道路であると解してよろしいでしょうか。	風車部材の輸送ルートについては、対象事業実施区域に含まれておりませんが、一部道路改良し使用後に現状復旧を行うことを想定しています。風車機種決定後、輸送路調査を実施し改良箇所を決定するため、現時点ではお示しすることができません。なお、道路占有を前提とする工事許可手続きとなるため、対象事業実施区域に含めておりません。
2-12	19	図2.2-7工事関係車両の主要な走行ルート	1次	対象事業実施区域のうち、北東側の風力発電機設置予定範囲ではない区域について、既存道路の拡幅を想定されている範囲と新設道路の設置を想定されている範囲をご教示ください。	別添資料1次02-12に、既存道路拡幅を予定する範囲、新設道路造成を予定する範囲をお示しします。
2-13	20- 21	3. その他の事項	1次	発電所に係る環境影響評価の手引では、「工事に関する事項」の項目においては「土地改変面積、盛土量、切土量及び樹木伐採面積に係る想定を記載する」こととされておりますが、この内、「土地改変面積」及び「樹木伐採面積」の記載が見当たりません。現時点での想定量をご教示ください。	風力発電機の配置は今後検討いたしますが、改変区域の面積は、方法書P16(2, 2-14)、(4)主要な工事の方法及び規模に記載の通り、約37.08haを想定しております。また現時点では土地の改変面積の樹木は伐採する予定です。
2-14	20	(3)② 生活排水	1次	「手洗水等」の等は何が想定されるのか、また、洗剤は使用される予定があるかご教示ください。また、洗剤を使用する場合、洗剤を含んだ水による付近の植生への影響を考え、排水が微量であるならば持ち帰ることは難しいものか、難しい場合には、植生への影響を与えないよう配慮する事項について、現時点での検討内容をご教示ください。	手洗水等とは「食器洗浄後の排水(洗剤も使用)」も含めた雑排水(台所、洗面所からの排水)を想定しております。仮設工事事務所の生活排水は、下水道または汲み取りにて処理を行い、排水による植生等の周辺環境への影響を生じない計画とします。
2-15	21	(7)残土に関する事項	1次	①残土は事業実施区域内で処理すれば良いというのではなく、埋め戻し、盛土及び土捨場において処理する場合であっても、アセス評価項目の水質への影響だけでなく、住民理解に向けて災害防止の観点からの対応が必要と考えますが、安全性をどのように示していくのか、事業者の見解をご教示ください。 ②土捨場位置は示されていませんが、準備書提出段階で明らかになる予定でしょうか。	①事業計画及び造成(切土盛土)計画は、各種基準に適合する計画とし、許認可手続きにかかる行政協議をおこない安全性の確保に努めます。防災設備の計画については、準備書に記載する予定です。 ②造成土は事業地内の切土量、盛土量の調整により、極力、残土量を発生させないよう設計いたしますが、土捨場の位置は準備書に記載いたします。
2-16	21	(8)① 運転設備管理事務所	1次	管理事務所の場所は未定とのことですが、改変が予定されている風力発電機設置予定範囲内に建設するという認識でよろしいでしょうか。	管理事務所は、風力発電機設置予定範囲内への設置は想定しておりません。
2-17	25	⑥環境保全上留意が必要な場所の確認	1次	住宅等は、出典資料からどのように抽出したのかをご教示ください。また、住宅等の「等」の内容をご教示ください。	住宅等は、ゼンリン住宅地図より抽出しており、店舗等を含む建物を抽出しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-18	33	図2. 2-17対象事業実施区域(法令等の制約を受ける場所との重ね合わせ)	1次	<p>①山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)を対象事業実施区域から除外することができなかった理由をご教示ください。また、風力発電機設置予定範囲との重複状況をご教示ください。</p> <p>②大沼国定公園と対象事業実施区域の一部が重複しています。本制度の目的を鑑みると、変更する可能性のある以上、第3種特別地域であっても区域から除外する必要があると考えますが、対象事業実施区域から除外しなかった理由をご教示ください。</p> <p>③保安林と対象事業実施区域が大きく重複していますが、「極力指定区域を避けるよう区域を設定した」としながら、なぜ、このような区域設定になったのか、保安林所管部局との協議は実施しているのかをご教示ください。また、変更を極力低減するよう、具体的にどのような検討を想定されているのかをご教示ください。</p>	<p>①風力発電機設置予定範囲については、崩壊土砂流出危険地区を除外して設定しました。工管用・管理用道路の一部について崩壊土砂流出危険地区が含まれておりますが、道路を新たに新設するよりも既存道路の変更とすることで環境への影響を低減できると考えました。今後の事業計画の検討において、可能な限り回避又は低減を検討いたします。</p> <p>②大沼国定公園の第3種特別地域については、工管用・管理用道路の検討ルートと一部重複しておりますが、該当箇所は既存林道となっているため、新設道路の造成と比較し環境への影響が低減できると判断し、対象実施区域に含めております。今後可能な限り回避又は低減を検討いたします。</p> <p>③対象事業実施区域の設定にあたり、土地所有者との賃貸借契約が可能な範囲を風力発電機設置予定範囲に設定したことにより、広く保安林を含む範囲の設定となりました。</p> <p>私有保安林の許認可手続きについては、渡島総合振興局へ風車設置予定範囲の図を元に保安林解除・作業許認可手続きの事前相談を行っております。今後の事業計画の検討において、伐採・造成範囲の縮減を図るとともに、設計図面を作成した後に改めて協議を行う方針です。</p>
2-19	34	図2. 2-18対象事業実施区域(環境保全上留意が必要な場所との重ね合わせ)	1次	<p>①地形改変の可能性のある対象事業実施区域内に植生自然度9のヤナギ高木群落(IV)の区域がありますが、改変を回避又は極力低減するよう、具体的にどのような検討を想定されているのかをご教示ください。</p> <p>②住宅等及び環境保全上留意が必要な施設(学校)の確認結果を、対象事業実施区域設定の際にどのように活用されたのかをご教示ください。</p>	<p>①文献その他の資料調査において植生自然度9のヤナギ高木群落(IV)とされる範囲については、今後の現地調査により当該群落の状況や分布範囲等を把握いたします。その結果を踏まえ、今後の事業計画の検討において当該植生への影響の回避・低減に努めます。</p> <p>②住宅等及び環境保全上留意が必要な施設(学校)については、施設稼働時の騒音等の影響に配慮し、風車との離隔を約2.4km確保して設定致しました。</p>

### 3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	48	3. 1. 2水環境の状況	1次	<p>①4ページの図2. 2-1(1)では、大沼が確認されますが、水環境の状況を把握する範囲として、大沼を含まない図2. 2-1(3)の範囲を妥当と判断された理由をご教示ください。</p> <p>②対象事業実施区域からの雨水等が大沼に流入するかどうかをご教示いただくとともに、その旨が分かる図をお示しください。</p> <p>③発電所に係る環境影響評価の手引では、「対象事業実施区域周辺の河川、湖沼、海域及び湧水の状況を記載する。」とありますので、湧水の状況をご教示ください。</p>	<p>①本事業における水環境の影響として、大沼への直接的な濁水の影響は想定されないものと考えております。</p> <p>②対象事業実施区域は、大沼に流入する河川の集水域となるため雨水等の一部は大沼への流入可能性があるかと認識しています。事業地からの排水については、沈砂池等の対策により影響を低減する計画です。別添資料1次03-1②に周辺河川の集水域を整理しました。</p> <p>③湧水の状況については、別添資料1次03-1③のとおり追記いたします。</p>
3-2	67	図3. 1-15 コウモリの分布情報	1次	<p>対象事業実施区域周辺でコウモリ類が確認されており、特に区域南部ではハイリスク種であるヤマコウモリの情報がありますが、</p> <p>①このことについての事業者の見解と、これを受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。</p> <p>②専門家等からの意見の概要(p207)に、ヤマコウモリについての記載はありませんが、生息状況や調査手法に関する意見はなかったと解してよろしいでしょうか。なお、図書には記載されていない意見がありましたら、その内容をあわせてご教示ください。</p>	<p>①ブレード等への衝突に係るハイリスク種が生息している可能性も踏まえ、方法書に記載のとおり、現地調査では可能な限り長期間連続的にコウモリの音声を収集する音声モニタリング調査を実施することといたしました。</p> <p>②ヤマコウモリの生息状況についてのご意見はありませんでしたが、ハイリスク種としてキタクビウコウモリ(ヒメホリカワコウモリ)についてのコメントを頂戴しております。ヤマコウモリも含めた高高度を飛翔するハイリスク種については、音声モニタリング調査を実施する旨をお伝えし、調査方法としてはよいだろつとのコメントを頂戴しております。また、いただいたご意見は図書に記載の通りとなり、記載内容もご了承いただいております。</p>
3-3	73	図3. 1-19(3) 夜間の鳥類の渡りのルート	1次	<p>対象事業実施区域の周辺に夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われそうですが、渡りの状況を把握できるよう、調査手法に反映する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>鳥類の夜間調査及びICレコーダー調査を含む任意観察調査にて夜間の渡りの状況を把握する計画としております。また、専門家意見も踏まえてサーマルカメラ/サーマルスコープなどを用いて、実際に目視により飛翔状況を確認する手法なども検討しております(確認された個体は科レベルでの識別や飛翔高度等、可能な限り記録することを想定しています)。これらの夜間の渡りを確認する手法は確立されたものではないため、専門家等からの助言も踏まえて現地調査においてより良い手法を試しながら実施することを想定しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-4	74~81	動物相の概要	1次	対象事業実施区域及びその周辺では、ノスリ（春秋）やハチクマ（春）の渡りルートのほか、オオワシ及びオジロワシの渡り、オオタカやクマタカの分布情報が確認されていますが、これらについての事業者の見解と、これを受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。	対象事業実施区域及びその周辺が猛禽類の渡りのコースに利用されている可能性が考えられることから、渡り鳥の観察に特化した調査（渡り時の移動経路調査）を実施することとしています。調査手法の内容は231ページ以降に記載のとおりであり、春季及び秋季に定点観察法による調査を実施することとしております。また、本地域における広域の猛禽類の渡りを確認できるよう、対象事業実施区域の高原を挟み南北及び東西方向の移動を確認できるよう調査地点を配置しました。
3-5	77	図3.1-23(2)クマタカの生息分布	1次	縮尺の範囲が広く、対象事業実施区域と生息分布の重複が不明確なので、対象事業実施区域の範囲が分かる程度に拡大した図をお示しください。	別添資料103-5にお示しいたします。
3-6	90	表3.1-26 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）	1次	注記にある「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」は現在令和5年度版が最新であり、ザリガニの科名が「アジアザリガニ科」となっているので、修正してください。また、他の種や分類群においても修正が必要な箇所がないか、確認し、その結果をご教示ください。	方法書作成段階では令和4年度のリストに準拠しておりました。準備書以降の段階におきましては、作成時点での最新のリストに準拠し、修正を行います。
3-7	94 115 182	図3.1-26 図3.1-32(1) 図3.2-14 鳥獣保護区の指定状況	1次	対象事業実施区域のほぼ全域が大沼鳥獣保護区と重複しています。鳥獣保護区は、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるものであり、鳥獣保護区の回避を前提に計画する必要がありますが、対象事業実施区域選定の際に状況確認のみとし、自然公園等と同様に極力指定区域を避けるように対象事業実施区域を設定しなかった理由をご教示ください。	本事業の事業実施区域は、大沼鳥獣保護区と重複しておりますが、大沼周辺の「鳥獣保護区特別保護地区」を規制エリアとして除外しております。当該保護区は、森林鳥獣生息地として鳥獣保護区として設定されており、鳥獣の重要な生息地であると理解しております。今後、動物・植物の調査を実施して重要な動植物の生息状況を把握するとともに、事業計画については、樹木の伐採や土地の改変を最小化するように検討致します。また、重要な動植物の生息等が明らかになった区域については、可能な限り影響の回避・低減を検討いたします。
3-8	109 116	図3.1-29重要な植物群落の分布位置 図3.1-32(2)重要な自然環境のまとまりの場	1次	乱獲、その他人為の影響によって極端に少なくなるおそれのある植物群落であると指定されている特定植物群落「渡島国仁山高原木地挽山シバ草原」と風力発電機の設置予定範囲が大きく重複していますが、 ①このような区域設定を妥当と判断された理由をご教示ください。 ②専門家からはパッチ状に分布している可能性があり、現地調査の際に確認が必要との意見があります（209ページ）が、現地調査にて当該群落を確認された場合、どのような環境保全措置を検討しているのか、事業者の見解をご教示ください。 ③当該特定植物群落において確認されるシバは何の種でしょうか。ノシバ（ <i>Zoysia japonica</i> ）でしょうか。	①②特定植物群落として「渡島国仁山高原木地挽山シバ草原」が指定されておりますが、風力発電機の設置予定範囲と重複している範囲については、ほとんどが樹林地となっており、当該群落の分布は限定的である可能性があります。専門家からもパッチ状に分布している可能性があるとのことご意見を頂戴しておりますので、現地調査において当該群落の位置を確認した上で、改変を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討できるものと考え、区域設定をおこないました。 ③当該植物群落において確認されているのは、ご認識のとおりノシバ（ <i>Zoysia japonica</i> ：文献によってはシバと表記）です。ただし、特定植物群落として調査されている年度はおおよそ40年程前と古く、現状と異なっている可能性も考えられます。
3-9	113	図3.1-31食物連鎖模式図	1次	①キビタキとカラ類は共に森林でよく見られる種だと思われそうですが、枠を区切っている理由についてご教示ください。「草原・低木林、河辺」の野鳥であれば、別の鳥（例えばハクセキレイ等）を選択した方が違和感がないように思われます。 ②オオルリオサムシやマイマイカブリは羽が退化しており、セミや蛾などの飛翔性昆虫を通常は捕食せず、カタツムリやミミズ等、地表面的動物を通常捕食することから、等を付してるとは言え、オサムシ類を「セミ類、ガ類等」を捕食する動物として記載するのは違和感があります。ここは飛翔性昆虫を捕食する動物としてクモ類などに置き換えてはどうでしょうか。 ③「ヒメネズミ、ニホンアマガエル等」と「トンボ類、カマキリ類等」の配置は妥当でしょうか。事業者の見解を伺います。	別添資料1次03-9のとおり、修正いたします。 ①ご指摘のとおり、キビタキとカラ類は共に森林でよく見られる種であるため、区切らずに一つの枠にいたしました。 ②③「オサムシ類等」及び「トンボ類、カマキリ類等」としていた枠については、「クモ類、トンボ類等」と一つの枠にいたしました。
3-10	116 191	図3.1-32(2) 図3.2-17保安林の指定状況	1次	対象事業実施区域の大部分が、水源かん養保安林ですが、保安林機能に係る影響の回避・低減や代替措置について、どのように想定されているかをご教示ください。	水源かん養保安林の保安林機能の回避・低減や代替措置については、今後、関係機関と協議を実施予定ですが、事業計画の検討において伐採・造成範囲の最小化を図るとともに、代替保安林の設定等について検討いたします。
3-11	122	図3.1-34(2)景観資源の状況	1次	地域の良好な景観資源と対象事業実施区域・風力発電機予定範囲の重複状況をご教示ください。	地域の良好な景観資源のうち、「大沼公園」については、対象事業実施区域の内、既存道路改変の可能性のある区域と重複しております。なお、風力発電機設置予定位置は重複していません。「きじひき高原」については、既存資料により大まかな位置を把握しておりますが、詳細な重複状況は確認できておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	123	2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>①公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報を元に抽出したとされていますが、選定にあたり、関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているでしょうか。している場合はその概要を、していない場合はヒアリングをせずに人と自然との触れ合いの活動の場が網羅できていると考えた理由についてお示しください。</p> <p>②北斗市役所HPに掲載されている「きじひき高原キャンプ場」は、人と自然との触れ合いの活動の場に該当しないのでしょうか。当該キャンプ場の位置は、124ページの図3.1-25に示された「きじひき公園」とは位置が異なると思いますが、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③森観光協会HPに掲載されており、対象事業実施区域の北部ある「グリーンピア大沼」は、キャンプ場やスキー場を有していますが、人と自然との触れ合いの活動の場に該当しないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①人と自然との触れ合いの活動の場の選定については、ヒアリングを行っておりませんので、今後、地元の皆様からのご意見のほか、現地調査前に関係市町村へのヒアリングを行い、調査地点の追加を検討いたします。</p> <p>②「きじひき高原キャンプ場」を含め、北斗市のホームページに掲載されております「きじひき高原MAP」のエリアを「きじひき高原」として、人と自然との触れ合いの活動の場に選定しております。現段階では地図上に正確な範囲を図示できないことから、航空写真等から、「きじひき公園」の東屋周辺を代表地点として示しております。</p> <p>なお、当該キャンプ場は図郭外に位置しておりますが、今後の調査においては「きじひき高原」の施設として併せて確認する方針です。</p> <p>③「グリーンピア大沼」については、民営施設のキャンプ場やスキー場のため、公開図書であるアクセス図書への掲載や調査実施は経営者の許可が必要なこと、今後、経営者と個別に協議する方針であり、その協議結果を踏まえて検討することから、現段階では対象外としています。</p> <p>なお、既に本事業の説明は実施しており、本事業の計画についてはご認識いただいております。</p>
3-13	124	図3.1-25人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>きじひき高原の位置が、点で示されていますが、その範囲をどのように確認したのかをご教示ください。また、123ページの表3.1-42では、「展望台、メロディロード、村山公園、牧場等が整備されて」とされていることから、一定の範囲をもって把握されていると考えますので、その範囲が分かる図をお示しください。</p>	<p>「きじひき高原」の位置につきましては、高原に明確な境界はないため、航空写真等から、「きじひき公園」の東屋周辺を代表地点として点で示しております。なお、北斗市のホームページに掲載されております「きじひき高原MAP」及び航空写真で確認できた「きじひき高原」内の施設を別添資料1次Q3-13のとおり加えさせていただきました。</p>
3-14	135	(3) 漁業による利用	1次	<p>漁業権者である大沼漁業協同組合には事業に係る説明を実施済みでしょうか。実施していない場合には実施予定に関する事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>大沼漁業協同組合への事業説明は、今後の環境調査実施前（特別採捕許可申請の同意取得時）に実施予定です。</p>
3-15	137	2. 地下水の利用状況	1次	<p>対象事業実施区域の北側では、区域及びその周辺に住宅等が存在しています（p143）が、これらの住宅等において飲用井戸を利用している可能性はないでしょうか。飲用井戸の有無の把握、及び飲用井戸の利用が確認された場合の配慮の必要性について、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>対象事業実施区域の北側は、森町の上水道供給域（森町水道事業経営戦略【平成31年度（2018年度）～平成40年度（2028年度）】森町上下水道課、平成31年）のため、飲用水は上水道と理解しています。また、行政へのヒアリング結果では、個人所有の飲用井戸は確認されませんでした。</p>
3-16	139	図3.2-7水資源保全地域の状況	1次	<p>対象事業実施区域は、水資源保全地域と重複していますが、当該重複範囲を含んで水源かん養保安林が存在している（p191）ことも踏まえ、このような区域設定を妥当と判断された理由をご教示ください。また、今後、どのような配慮を想定されているかをご教示ください。</p>	<p>事業実施区域内に水資源保全地域及び保安林が含まれておりますが、森林法その他法令等に基づく許可申請により当該区域内での事業実施は可能と判断したものです。今後の事業計画の検討において伐採・造成範囲に縮減を図るとともに、行政協議を行う方針です。</p>
3-17	140	1. 陸上交通の状況	1次	<p>図2.2-7工事関係車両の主要な走行ルート（P19）を網羅する範囲を対象として、主要道路の交通状況を把握する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p>	<p>準備書において主要道路の交通状況を整理いたします。</p>
3-18	143	図3.2-9配慮が特に必要な施設の位置等	1次	<p>建設機械の稼働が想定される対象事業実施区域から最寄りの配慮が特に必要な施設までの距離をご教示ください。</p>	<p>対象事業実施区域から最寄りの配慮が特に必要な施設までの距離は約1.1kmです。</p>
3-19	172	(3) その他の環境保全計画等	1次	<p>北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインについて記載がありませんが、</p> <p>①ガイドライン3の(2)において、「別表1のとおり「立地を避けるべきエリア」と「立地に慎重な検討を要するエリア」を設定」とされています。当該別表1に示されているエリアに対し、それぞれどのように考慮したのかをご教示ください。</p> <p>②ガイドライン4の(2)において、「きじひき高原市有地の周辺に発電設備を設置する場合は、パノラマ展望台、きじひき展望台、噴火湾眺望台及びきじひき高原キャンプ場から眺望した際に、発電設備が極力見えないうち配慮するものとする。」とされています。きじひき高原内のいずれの眺望点も風力発電機設置予定範囲から近く、極力見えなくすることは難しいものと思われるのですが、どのように配慮するのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン別表にて「きじひき高原（市営牧場及びその周辺の市有地）」につき「立地を避けるべきエリア」とされておりますため、北斗市域は、風車発電機設置範囲から除外致しました。</p> <p>②きじひき高原内の景観への影響については、今後風車の見え方につきフォトモンタージュを先行実施し、七飯町・北斗市・森町と協議を実施する予定です。</p>
3-20	178	図3.2-12自然公園の状況	1次	<p>対象事業実施区域は、大沼国定公園と重複していますが、</p> <p>①渡島総合振興局環境生活課との協議状況をご教示ください。</p> <p>②今後、どのような配慮を想定されているかをご教示ください。</p>	<p>①渡島総合振興局環境生活課とは、準備書提出までに協議を実施する予定です。</p> <p>②事業実施区域は大沼国定公園と重複していますが、風力発電機設置予定範囲は国定公園と重複しない計画としています。また、事業計画の検討において国定公園との離隔確保に努めます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-21	197	表3. 2-53(1) 関係法令等による規制状況のまとめ	1次	北海道自然環境等保全条例に基づく自然景観保護地区が対象事業実施区域に存在するとされていますが、対象事業実施区域のどの部分と、どの地区が、どのように重複しているのかをご教示ください。	失礼致しました。北海道自然環境等保全条例に基づく自然景観保護地区の「仁山」の位置は方法書p180の図3. 2-13のとおりであり、対象事業実施区域とは重複していないため、表3. 2-53(1)については、別添資料1次03-21のとおり修正いたします。

#### 4. 「第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	203 206	表4. 1-4環境影響評価項目の選定 表4. 1-6環境影響評価の項目として選定しない理由	1次	残土については環境影響評価項目として選定しないとしていますが、284ページ、表4. 2-2(52)では、造成等の施工による一時的な影響について、調査、予測及び評価の手法が記載されています。どちらが正しい情報であるかご回答の上、誤った記載は修正してください。	産業廃棄物につきましては、発生量に加えて有効利用量、処分量、有効利用の具体的方法を決定の上、予測及び評価を行います。残土については発生量を把握の上、対象事業実施区域内の土捨場設置を検討し、区域外への残土の搬出は原則行わない認識で項目選定しておりません。ご指摘のとおり図書内での矛盾が生じておりましたため、以下のとおりP284を修正いたします。  「1. 予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により、産業廃棄物については、発生量に加えて有効利用量、処分量、有効利用の具体的方法を決定の上、予測する。なお、残土については、発生量を把握の上、対象事業実施区域内の土捨場設置を検討し、区域外への残土の搬出は原則行わないので、予測を行わない。」  「4. 評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 造成等の施工による産業廃棄物の発生量が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、また、有効利用量、処分量、有効利用の具体的方法が適切であるかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。」
4-2	203	表4. 1-4環境影響評価項目の選定	1次	建設機械の稼働を要因とする振動について選定されていませんが、発電所に係る環境影響評価の手引においては、「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には参考項目として設定するとされています。本事業では、対象事業実施区域及びその周囲に住宅等があり（P143）、振動による影響が懸念されますので、環境影響評価の項目として選定する必要がないと判断された根拠をご教示ください。	対象事業実施区域の北端部の住宅等は、現地確認の結果、居住の無い廃屋であることを確認しています（令和6年5月）。対象事業実施区域北端部から北約250mの道道宿野辺保養基地線（843号線）の北側には住宅等が存在します。北端部の東側は建物が存在しますが、居住住宅ではありません。 一方、対象事業実施区域の北端部から南に約1.6kmの既存道路改変区域は平坦地のため、改変としては限られた箇所の伐採・道路改良等の軽微なものになると考えております。このため、北端部から北約250mの住宅等への建設機械の稼働による振動の影響は非常に軽微なものと考え、調査地点を設定しておりません。 別添資料1次04-2に、対象事業実施区域北端部付近の住宅等の状況をお示しします。
4-3	207 ～ 210	表4. 2-1専門家等からの意見の概要等	1次	①専門家の意見聴取がコウモリ類、鳥類、植物及び爬虫類・両生類の各1名のみしか実施されていません。専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もことから、方法書に記載する調査方法を検討する上で、複数の専門家にヒアリングを実施することによって、より正確な調査ができるものと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②コウモリ類以外の哺乳類、昆虫類、淡水魚類、底生動物の専門家へのヒアリングをしていない理由をご教示ください。 ③周囲に主要な眺望点や国定公園などの景観資源が多数存在することを考えると、景観の専門家にもヒアリングをする必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	①意見聴取を実施した分類群は、事業地周辺の環境に精通した専門家にご意見を伺っております。 ②その他分類群については一般的な調査手法により動物相を把握できると考えておりますが、専門家ヒアリングの実施について今後検討いたします。 ③景観は、フォトモンタージュを作成し関係行政及び周辺地及び説明会でのご意見を伺うことにより評価できるものと考えています。



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	208	表4.2-1(2) 専門家等からの意見の概要等【鳥類】	1次	<p>①大沼鳥獣保護区が設定された理由や、具体的にどのような種が「保全対象として定められている種」とされていたのかをご教示ください。</p> <p>②渡りの調査地点について、「対象事業実施区域の北東側の樹林内で1地点設けられないか」との意見に対し、どのような検討をされたのかをご教示ください。あわせて、事業者の対応にある「調査地点を調整」の具体的な内容をご教示ください。</p> <p>③ポイントセンサス法の調査地点について、事業者の対応にある「調査地点を調整」の具体的な内容をご教示ください。</p> <p>④秋季に飛来し滞在するカモ類の移動を確認する上では、11～12月が適しているという意見があり、その対応として調査時期を調整したと記載がありますが、240ページの鳥類の冬季調査時期が12～2月となっています。本意見はどの部分に反映されたのか、また、11～12月に調査する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①大沼鳥獣保護区が定められた理由としては以下のとおりであり、具体的には保全対象を定めているわけではありませんが、周辺地域で確認される多様な鳥獣の生息環境を保全することが目的とされております。「大沼鳥獣保護区は、亀田郡七飯町と茅部郡森町との境界に位置しており、北方に活火山駒ヶ岳、南方に横津岳を有するほか、区域内に湖沼を含む山水美に恵まれた景勝地である。トドマツ、カラマツを主体とし、ミズナラ、ハンノキ等の針広混交林からなる林相の変化に富む優れた天然林であり、大沼国定公園区域に含まれている。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息地として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和57年に道指定鳥獣保護区にしている。」</p> <p>②ヒアリング実施時には、対照地点としてWt.4を大沼周辺に設定しておりました。それに対し、ヒアリング時に「対象事業実施区域の北東側の樹林内で1地点設けられないか」とのご意見をいただき、具体的には対象事業実施区域と蓴菜沼の間に地点を設けることをご提案いただきました。しかし、その範囲は樹林地が多く渡り調査のための視野を確保することが難しかったため、現状のWt.4のとおり、蓴菜沼の少し北側の開けた位置に地点を設定いたしました。</p> <p>③風力発電機の設置予定範囲の北側及び東側に伸びる林道内の対象事業実施区域において、ポイントセンサスの調査地点が少ないことをご指摘いただきました。そのため、該当的林道における調査位置（P1～P3）を調整し、P18～P20の地点を追加しております。</p> <p>④カモ類以外にも、対象事業実施区域に対しては内陸性の猛禽類や小鳥類の通過も推測されることから、9月以降での観察において移動の種類や移動経路等を把握できるものと考え、秋季の渡り調査を9～11月に設定しております。また、猛禽類調査を毎月実施する予定であり、その際に確認された鳥類の渡りについても記録いたします。11～12月については特にカモ類の移動に留意することで、対象事業実施区域及びその周辺の利用状況を把握できると考えています。</p>
4-5	209	表4.2-1(3) 専門家等からの意見の概要等【植物】	1次	<p>現地調査の際には「フランスギク」や「オオハンゴンソウ」に特に注意してもらいたい旨の意見があり、事業者の対応として、注意して実施する旨、記載されていますが、外来植物の種子持ち込みに関して、どのような対策を講じるのか、ご教示ください。</p>	<p>種子を持ち込まないといった観点から、ダンプカー等、土工事を行っている際の、工事区域に入場する工事用車両のタイヤ洗浄を想定しています。</p>
4-6	212	表4.2-2(1) 【交通騒音】	1次	<p>2.(1)道路交通騒音の状況の【現地調査】について、発電所に係る環境影響評価の手引では、「天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。」とされており、調査結果のまとめの際には、「天気、風向・風速は記載すること。」とされていますので、これらの項目を調査することに対する見解をご教示ください。</p>	<p>道路交通騒音測定の際には、天気、風向・風速、気温、湿度について調査し、調査結果のとりまとめにあたっては、天気、風向・風速について記載いたします。</p>
4-7	212	表4.2-2(1) 【交通騒音】	1次	<p>2.(2)沿道の状況の【文献その他の資料調査】について、具体的にどのような情報を対象とするのかをご教示ください。</p>	<p>住宅地図等の大縮尺図面（個人宅名入り）や、衛星写真等の資料から得られる住宅等の情報を調査地点位置決定等に利用します。</p>
4-8	212	表4.2-2(1) 【交通騒音】	1次	<p>2.(3)道路構造の状況の【現地調査】について、 ①道路構造の具体的な内容をご教示ください。 ②舗装の種類（密粒舗装、低騒音舗装等の別）、道路の縦横断形状を把握する必要性について、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①道路構造は、騒音及び振動の伝搬に影響する「平面道路」、「盛土道路」、「切土道路」、「掘割道路」、「高架道路」の道路形状を対象としています。 ②舗装の種類（密粒舗装、低騒音舗装等の別）については、予測時に自動車走行騒音の音響パワーレベルを算出するために必要となります。また、道路の縦横断形状については、予測地域の断面を設定し、距離減衰の補正や、必要に応じて空気吸収による伝搬計算時の補正や、縦断勾配による音響パワーレベルの補正等を行うために必要となります。</p>



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-9	212 220	表4. 2-2(1)(9) 【交通騒音】 【交通振動】	1次	騒音2.(4)、振動2.(3)交通量の状況の【現地調査】について、走行速度を把握する必要性について、事業者の見解をご教示ください。	車両の走行速度は、自動車走行騒音の音響パワーレベル、自動車走行振動の基準点における振動レベルを算出するために必要となります。
4-10	212 220	表4. 2-2(1)(2)(9)(10) 【交通騒音】 【交通振動】	1次	調査地域について、発電所に係る環境影響評価の手引では、「原則として、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルートのうち、一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の割合が大きいルートとする。」とされています。本事業では、生コン調達先は決定していない(p16)とされていますが、3. 調査地域及び同地域を対象とする7. 予測地域について、適切に設定されていると判断される根拠をお示しください。	生コン調達先は現時点では未定ですが、いずれも一般国道5号、あるいは227号から対象事業実施区域に至ると考えております。5号については16,000台/日程度、227号は5,300台/日程度が想定されることから、国道沿道における本事業の工事関係車両の寄与割合はさほど大きくないものと考えており、一般国道5号沿道には調査地点を設定しておりません。沿道1～3の地点につきましては、工事車両の通行の影響が大きくなる沿道に調査地点を設定しております。沿道1については、一般国道5号より主要地方道149号に入った場所の住宅等（居住を確認）が複数存在する沿道に設定しました。沿道2については、一般国道227号沿いとはなりますが、市渡地区の住宅が集合し、学校も存在する地域のため、沿道2として設定しました。沿道3については、これも一般国道227号沿いとなりますが、北斗市道村山1号線への入口近くであり、2軒の住宅等（居住を確認）が存在するため、設定しました。
4-11	213 221	表4. 2-2(2)(10) 【交通騒音】 【交通振動】	1次	5.(1)の【現地調査】について、6～22時とされていますが、工事関係車両が走行する時間帯をご教示ください。	現時点においては、工事関係車両は6～18時の時間帯の運行を予定しておりますが、運行時間の詳細は今後の地元協議等を踏まえて検討いたします。
4-12	213	表4. 2-2(2) 【交通騒音】	1次	10.(2)において、「騒音に係る環境基準について」との整合性について検討されるとしてありますが、具体的に、どのように評価するのかをご教示ください。	調査地点は類型の指定はありませんが、参考として騒音に係る環境基準の一般地域における地域の類型（A及びB）、道路交通騒音については、道路に面する地域の基準値または幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値との比較を実施いたします。
4-13	215 217 219	表4. 2-2(4)(6)(8) 【建設騒音】 【施設騒音】 【超低周波音】	1次	7. 予測地域の範囲は、図4. 2-1で示された範囲であり、評価の際には予測地点だけでなく予測地域の範囲に存在する住宅等も含めて評価されると解してよろしいでしょうか。	予測地域については、ご認識の通り、図4. 2-1で示す範囲を予測地域としております。予測・評価地点は、地域を代表する地点として選定しており周辺地域に存在する住宅等への影響について評価できるものと考えております。
4-14	215	表4. 2-2(4) 【建設騒音】	1次	5.(1)の【現地調査】について、「騒音の状況を把握できる時期及び期間」として、具体的にどのような時期及び期間を設定するのかをご教示ください。なお、季節に対する見解や土曜・日曜・祝日を休工とするかを含めた回答としてください。	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に以下のとおり記載されております。『騒音の測定は、1年を代表すると思われる日を選び行う。通常は騒音レベルが1年のうちで平均的な状況となる日で、土曜日、日曜日を除く平日に行う。』本事業では日曜及び祝日が原則工事を実施しませんので、調査の実施は平均的な状況となる期間の平日を選定いたします。調査時期は、虫の鳴き声による影響がある夏季及び冬季休工を除く、春季又は秋季にて調査を実施予定です。
4-15	215	表4. 2-2(4) 【建設騒音】	1次	10.(2)において、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性について検討されるとしてありますが、①具体的に、どのように評価するのかをご教示ください。②「発電所に係る環境影響評価の手引において検討するとされている「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合に関する評価は不要と判断された理由をご教示ください。	①建設機械に伴う騒音の予測結果について、参考として「騒音に係る環境基準について」に規定されるA及びB類型の昼間55デシベルとの比較を行う予定です。②騒音規制法における評価は、敷地境界においてなされるものですが、風力発電事業については敷地境界が明確でなく、また、対象事業実施区域近傍に住宅等がないため、評価は不要と考えております。
4-16	216	表4. 2-2(5) 【施設騒音】	1次	2.(3)風況について、観測塔のデータ取得高さをご教示ください。	P223の図4. 2-1に記載しておりますが、以下です。【測定項目及びデータ取得地上高】風速（地上高58m, 54m, 50m, 40m）、風向（54m, 50m, 40m）、気温（50m, 3m）、湿度（50m）、気圧（50m）

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-17	217 218	表4.2-2(6) (7) 【施設騒音】 【超低周波音】	1次	5.(1)【現地調査】について、 ①施設騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②72時間の測定において、平日及び休日の測定とするのかをご教示ください。なお、回答にあたっては、そのように判断された理由をあわせてご教示ください。	①施設騒音と超低周波音の調査期間は同一期間といたします。 ②現時点では、対象事業実施区域の周囲の保全対象家屋の周辺の主な騒音源が、川のせせらぎ音、風による音、木々の擦れる音等と想定されますので、平日と休日では環境騒音に違いはないと考えているため、測定期間は必ずしも休日・平日にこだわった日程とはしない計画です。
4-18	221	表4.2-2(10) 【交通振動】	1次	10.(2)において、「振動規制法施行規則」に基づく道路交通振動の要請限度との整合性について検討されると思いますが、具体的に、どのように評価するのをご教示ください。	工所用資材等の搬入出による振動の予測結果について、参考として「振動規制法施行規則」に基づく道路交通振動の第1種区域の要請限度との比較評価を行う予定です。
4-19	223	図4.2-1調査位置(騒音等)	1次	①北斗市道村山1号線沿いに住宅等が確認されますが、当該道路沿いに工所用資材等の搬入に係る調査地点を設定する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 ②一般国道5号について、環境2測定地点付近で2ルートに分岐していますが、住宅等が沿道に存在する環境2地点付近に工所用資材等の搬入に係る調査地点を設定する必要はないでしょうか。工事関係車両が、それぞれのルートにどのように分散することを想定しているかも含め、事業者の見解をご教示ください。 ③一般国道5号について、七飯町側(当該図における南東側)の住宅地に工所用資材等の搬入に係る調査地点を設定する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 ④対象事業実施区域の北端には、区域内及び周辺に住宅等が確認されますが、建設機械の稼働に係る調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 ⑤人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点である「きじひき高原」(p283)のほか、対象事業実施区域周囲に存在する「きじひき高原キャンプ場」や「グリーンピア大沼」に建設機械の稼働・施設の稼働に係る調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①P223図4.2-1の北斗市道村山1号線沿いに存在する「住宅等」については、住宅地図確認により、居住宅でないことを確認しております。このため沿道調査地点として設定しませんでした。 ②環境2付近の一般国道5号の交通量は16,000台/日(表3.2-10の③より類推)に達しますが、1日当たりのミキサ一車の走行台数は最大200台程度を想定しており、工事関係車両の既存交通の寄与割合は小さいと考え、沿道調査地点としては設定しませんでした。 ③②と同様の理由により、工事関係車両の既存交通への寄与割合は小さいと考え、沿道調査地点としては設定しませんでした。 ④対象事業実施区域の北端部の住宅等は、現地確認の結果、居住の無い廃屋であることを確認しています(令和6年5月)。対象事業実施区域北端部から北約250mの道道宿野辺保養基地線(843号線)北側には住宅等が存在します。また、北端部の東側は建物が存在しますが、住宅ではないことを確認しております。一方、対象事業実施区域の北端部から南に約1.6kmの既存道路改変区域は、平坦地のため改変としては限られた箇所の伐採・道路改良等の軽微なものになると考えております。このため、北端部から北約250mの住宅等への建設機械の稼働の影響は非常に軽微なものと考え、調査地点を設定しておりません。 ⑤騒音項目につきましては、「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省、令和2年)」に、調査地点は「環境の保全についての配慮が特に必要な施設(学校、病院等)及び住宅等」と記されていること、人と自然との触れ合いの活動の場のような屋外施設については予測、評価する指針等が設けられていないことから、住居等を対象に予測及び評価を実施する方針であります。しかし、ご指摘いただいた「きじひき高原キャンプ場」につきましては、3-12②の回答のとおり、「きじひき高原」として調査を行い、建設機械の稼働・施設の稼働により影響が生じる可能性があるかと予見された場合には、予測及び評価を検討いたします。なお、「グリーンピア大沼」につきましては、3-12③の回答のとおり、民営施設であるため、公開図書であるアセス図書への掲載や調査実施は経営者の許可が必要なこと、経営者と個別に協議する方針としていることから、今後の協議結果を踏まえ検討いたします。
4-20	224	表4.2-2(12) 【水の濁り】	1次	2.(1)浮遊物質量の状況に係る【現地調査】について、水温を測定する必要性に対する見解をご教示ください。	水質調査時には基本項目として、水温を記録することが一般的です。なお、予測・評価には水温の値は使用しません。
4-21	225	表4.2-2(13) 【水の濁り】	1次	5.(1)浮遊物質量の状況に係る【現地調査】において、「1降雨につき複数回実施」するとされていますが、どのような段階に分けて採水する計画なのか、また、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。	降雨時調査は、降雨の最も多くなる時間帯をばさんで複数回の採水をする計画です。降雨時調査の実施判断については天気予報や事前の気象予測情報を用います。また、現地では気象レーダーを見ながら降雨の状況を確認し、採水を行います。なお、降雨の状況により安全な作業が困難となった場合には、安全な作業ができる時間帯での調査を実施予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-22	227	図4. 2-2(1) 水環境の調査位置（浮遊物質量及び流れの状況）	1次	①調査地点の集水域は、対象事業実施区域を網羅していませんが、妥当な調査地点が設定されているとする根拠をお示しください。なお、内水面漁業権設定水域（図の範囲内では、横川、折戸川、蓴菜沼）や大沼への影響についての見解を含めた回答としてください。 ②利水状況を考慮して調査地点を設定するためには、内水面漁業権設定水域への影響について適切に予測・評価することが可能な地点に調査地点が設定されているかについて、漁業権者である大沼漁業協同組合と協議の上、調査地点を決定する必要はないでしょうか。漁業権者との協議状況及び今後の協議予定に係る事業者の見解をご教示ください。	①現在の調査地点は、風力発電機組立ヤードの面改変が生じる場所を集水域として網羅できるよう設定しております。横川と一部平行する対象事業実施区域は、既存林道の利用による一部伐採等を行う計画であり、大規模な造成工事は想定しておりません。このため、工事中による水の濁りの影響は小さいと考え、調査地点を設定しておりません。宿野辺川下流の折戸川、さらにその下流域の大沼やハク菜沼川、蓴菜沼への影響についても同様の理由により調査地点を設定しておりません。 ②今後、漁業権者である大沼漁業協同組合には魚類調査時の事業説明を行い、調査地点の追加について協議いたします。
4-23	228	図4. 2-2(2) 水環境の調査位置（土質）	1次	対象事業実施区域北側にある「火山砕屑物」の土質について調査地点が設定されていないことを妥当とする理由をご教示ください。なお、当該土質付近に河川があることから、内水面漁業権設定水域や大沼への影響についての見解を含めた回答としてください。	風力発電機建設ヤード等、一定程度規模の大きな改変が想定され、工事中に表層地質箇所が表層に出てくることで、濁水の主要因になりえる表層地質2種を網羅するように調査地点を4地点設定しました。対象事業実施区域内には、火山角礫岩・凝灰角礫岩、安山岩質岩石、火山砕屑物が存在していますが、北端部の火山砕屑物の分布付近には河川があり、内水面漁業権設定水域や大沼への影響について考えられますが、この付近は平坦地形であり、伐採・道路改良程度の改変の可能性はあるものの、切土・盛土等の大きな改変は想定されないことから濁りの発生は少ないと考え、調査地点を設定していませんでした。ご指摘を踏まえ、土質を網羅して、周辺河川等への影響を考慮するという観点から火山砕屑物の範囲に調査地点を追加することを検討いたします。
4-24	229	表4. 2-2(16) 【風車の影】	1次	①3. 調査地域の範囲は、図4. 2-3で示す範囲と解してよろしいでしょうか。 ②4. 調査地点について、図4. 2-3における調査地点をお示しください。 ③8. 予測地点について、予測地域内の住宅等とありますが、図4. 2-3を見る限り、予測地域内に住宅等は存在しないのではないのでしょうか。環境影響評価項目として選定する理由にある対象事業実施区域近傍に存在する牧場管理事務所等（P204）の位置を明示の上、予測地点をお示しください。 ④人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点である「きじひき高原」（p283）のほか、対象事業実施区域周囲に存在する「きじひき高原キャンプ場」や「グリーンピア大沼」に調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①図4. 2-3でお示ししている範囲は、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」における海外アクセス事例の予測範囲を参考に設定した、風車の影の予測範囲となります。 ②「表4. 2-2(16)4. 調査地点」の項に記載の通り、予測実施前である方法書段階で調査地点は確定していないものの、予測結果に応じて風力発電機の配置に近い住居である、「図4. 2-1大気環境の調査位置（騒音等）騒音・超低周波音調査地点」を参考に踏査を行う所存です。 ③ご理解の通り、予測範囲である風力発電機の設置予定範囲より2kmの範囲内に住宅等は存在しておりませんので、今後の手続きにおいて適切に修正いたします。また、牧場管理事務所の位置を別添資料1次04-24にてお示しします。 ④風車の影につきましては、「発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省、令和2年）」に、調査地点は「環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校、病院等）及び住宅等」と記されていること、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例（環境省、平成25年）」において、諸外国における予測の対象も住居等とされており、人と自然との触れ合いの活動の場のような屋外施設については予測、評価する指針等も設けられていないことから、住居等を対象に予測及び評価を実施する方針であります。 ご指摘いただいた「きじひき高原」には、住宅等がなく、また、「きじひき高原キャンプ場」及び「グリーンピア大沼」につきましては、風力発電機設置予定範囲から2km以上の離隔があるため、調査地点を設定する必要はないと考えております。
4-25	234	表4. 2-2(20) 【動物】	1次	6. 予測の基本的な手法で、鳥類の衝突については環境省の手引等に基づき定量的に予測することが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われま す。 したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと思います。今後の貴社の対応方針を回答願います。	対象事業実施区域及びその周辺の範囲について、メッシュごと（1メッシュあたり250m×250m）の年間予測衝突数について予測し、その結果を準備書にて地図上に可視化してお示しいたします。風力発電機の配置を検討する際は、風況及び地形等の設置可能な箇所を選定のうえ鳥類への影響を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-26	235 236	表4. 2-2(21-1)(21-2)調査の手法及び内容【動物】	1次	<p>①小型哺乳類捕獲調査において、シャーマントラップを各20個及び墜落缶を5個設置すると記載されていますが、墜落缶の設置数は一地点あたり（環境区分毎）に少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。</p> <p>②また、トラップ類は1晩設置とありますが、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。</p> <p>③昆虫類の調査について、風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。なお、調査を実施される場合は、ブレードの高さも含めて実施されるのかについても見解をお示しください。</p> <p>④ベイトトラップにより捕獲する地表徘徊性の昆虫類について、調査により致死する個体を最小限に留めるための対策について、何か検討されておりましたらご教示ください。</p> <p>⑤捕獲する動物（小型哺乳類、コウモリ類、地表徘徊性昆虫）について、死亡していた個体数を記録するかについてご教示ください。</p>	<p>①墜落缶トラップを実施する際はご助言も踏まえ、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」（国土交通省、平成28年）等に記載されている一般的な手法や専門家等からのヒアリング結果も参考にしながら、一地点あたり（環境区分毎）に少なくとも20～30個設置することで計画いたします。</p> <p>②ヒグマとの接触回避の観点から、夜間の見回りは実施しない想定です。トラップ調査の実績では、翌日の確認において生存個体が多確認されており、調査後に放獣していますが、トラップの誘因餌を多めに入れる、体温低下防止のティッシュなどを入れる等の対応を行う予定です。</p> <p>③現状として、そのような調査が確立されていないため、有効なデータを取得することができる手法がないものと考えております。</p> <p>④ベイトトラップ調査における死亡個体の低減策については、一部採集個体を除き放虫していることから、想定しておりません。</p> <p>⑤小型哺乳類、コウモリ類、地表徘徊性昆虫について、確認個体の生死について記録します。</p>
4-27	235	表4. 2-2(21-1)調査の手法及び内容【動物】	1次	<p>①鳥類の任意観察調査に係る夜間の踏査について、鳴き声により確認された種を記録することとありますが、どのように記録する予定でしょうか。</p> <p>②夜間に確認される鳥類には、あまり鳴かない種もいるものと考えますが、そのような種はどのようにして把握する想定なのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①踏査時に確認された鳴き声から、その場で種を判別できた場合に記録を行います。なお、別途実施の夜間録音調査においては、ICレコーダーを用いて録音を行い、その中で確認された鳴き声から種を判別できた場合に記録を行います。</p> <p>②夜間に活動しあまり鳴かない種については、一般に把握が難しい種であると考えます。目視確認できる時間帯に重点的に調査を実施すること等で把握に努めます。</p>
4-28	237	表4. 2-2(23)哺乳類調査地点設定根拠（コウモリ類生息状況調査）	1次	<p>捕獲調査や音声モニタリング調査地点の環境がどの地点も同じような環境となっています。207ページの専門家意見では、「満遍なく調査を実施できるよう、地点を検討してほしい。」とあり、その指摘を受け調査地点を調整したとのことですが、どの地点を調整したのか、また、ダケカンバ群落を中心とした本調査地点のみで満遍なく調査の実施が可能であるとする根拠をご教示ください。</p>	<p>ヒアリングにおいて、「風力発電機の設置予定範囲内で満遍なく」というご意見を頂戴し、BM2及びBM4の地点を追加し、風力発電機設置予定の尾根上を網羅できるよう、調整致しました。</p> <p>捕獲調査については、捕獲しやすい地形や植生の箇所を、音声モニタリング調査は高高度の調査が実施できる箇所をそれぞれ選定しています。</p>
4-29	238	表4. 2-2(25)(26)鳥類調査地点設定根拠（希少猛禽類調査）（鳥類の渡り時の移動経路調査）	1次	<p>資料図を確認したところ、風力発電機の設置予定範囲で地上視野が確保できていない地点が複数存在しており、特に鳥類の渡り時の移動経路調査に関しては地上視野がほとんど確保できていません。</p> <p>P. 208のヒアリングにおいて、対象事業実施区域を網羅する必要がある旨の意見があることから、これら風力発電機の設置予定範囲及びその周辺の地上視野を確保できる調査地点を追加する必要は無いが、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>渡りの調査地点としては、上空視野が確保できる観点から、対象事業実施区域を南北方向及び東西方向における渡りの状況を確認できる位置を設定しました。基本的にこの設定した地点において調査を実施してまいりますが、今後伐採地などの発生により、より視界の良い場所が確認された場合には、適宜地点の変更を行い、対象事業実施区域付近での渡りの状況がより把握できるよう努めます。</p>
4-30	243 ～ 249 259 269	図4. 2-4 動物の調査位置 図4. 2-7 植物の調査位置 【動物】【植物】 【生態系】	1次	<p>①踏査ルートがどの分類群においても同様となっておりますが、どのようにしてルートを選定したのかご教示ください。</p> <p>②対象事業実施区域は鳥獣保護区や特定植物群落と大きく重複していることから、種の状況を把握するためにも網羅的な調査が必要と考えますが、対象事業実施区域内の踏査ルートを充実させる必要はないでしょうか。</p> <p>植物の専門家から、踏査ルート及び調査地点について、「特に風力発電機設置予定範囲の西側半分が特に手薄に感じる。」(p209)とあることも踏まえ、事業者の見解を伺うとともに、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示しください。</p>	<p>①②方法書記載の踏査ルートは、現地踏査を行い、林道等の現時点で確実に調査可能なルートを中心に示しております。現地調査の際には、風力発電機の設置予定位置等の改変箇所を網羅するよう踏査し、その結果を準備書に記載いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-31	250	図4.2-4(8)動物の調査位置(魚類・底生動物)	1次	対象事業実施区域と重複しているハク菜沼川で調査が行われないこととなっていますが、下流域がラムサール条約湿地であることや、国定公園第1種特別地域であること、また、鳥獣保護区特別保護地区であることを踏まえると、本河川を調査地点として追加する必要はないでしょうか。調査地点を設定しないことを妥当とする根拠をお示しください。	国土数値情報で示されているハク菜沼川は対象事業実施区域と重複しておりますが、図4.2-2(1)に示す集水域のとおり、風力発電機の設置予定範囲からの流入はないことから、調査地点を設定しないことと考えております。なお、既存道路拡幅範囲及び新設道路造成範囲からの流入する可能性は考えられますが、排水計画の検討により、河川への直接的な影響を低減できるものと考えております。
4-32	256 ～ 258	表4.2-2(33～35)【植物】	1次	当該地域はゴヨウマツなどの分布北限に近い地域であり、特に慎重な扱いが求められますが、こうした種の把握について、調査の中でどのような対応を考えているのか、事業者の見解を伺います。	ゴヨウマツやサワグルミなどは、重要な種の基準に該当しないため位置情報等の記録は行いませんが、当該地域が分布北限に近い地域あるため、植生調査において種が含まれる群落等の把握に努めます。
4-33	257	表4.2-2(34)調査の手法及び内容(植物)	1次	同定が難しい場合は写真撮影あるいは標本採取等をした上で持ち帰るとのことですが、特定外来生物の場合は生体の運搬が禁止されています。どのように採取を行うのか、方法をご教示ください。	あくまで同定が難しい場合については持ち帰る可能性があるとしておりますが、当該地に出現が考えられる特定外来生物(植物)であれば目視による同定が可能だと考えます。
4-34	260	図4.2-7植物の調査位置	1次	①「渡島国仁山高原木挽山シバ草原」と風力発電機の設置予定範囲が大きく重複しており、植物の専門家からはパッチ状に分布している可能性があり、現地調査の際に確認が必要との意見がある(p209)ことに対し、本調査地点のみでパッチ状に分布している群落を網羅することは可能なのか、事業者の見解を伺います。 ②植物の専門家から、踏査ルート及び調査地点について、「特に風力発電機設置予定範囲の西側半分が特に手薄に感じる。」(p209)とあることに対し、具体的にどのように調査の追加地点を選定するのか、事業者の見解をご教示ください。 ③植生調査地点のS6やS7にはどのようなルートで到達することを想定されているのかをご教示ください。植物相の踏査ルート(P259)ではなく、カラ類の生息状況調査の踏査ルート(P270)を想定されているということでしょうか。	①現状設定している植生調査地点のほか、現地での植生分布を確認する踏査結果も踏まえて、特定植物群落に該当する同質の群落の分布状況の把握をおこないます。 ②現状の踏査ルートは、現地において整備された林道を含め一般車両で走行できた道を示しております。現地調査の際にはこれらのルートに限らず、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の拡幅等による改変を伴う場所については可能な限り踏査することを考えております。その中で、他の調査地点とは明確に植生が異なると判断されるなど、植生調査地点として追加が必要と判断した場所については、調査地点を新たに設定いたします。 ③S6及びS7の地点へ到達できる既存道路等はありません。従い、基本的には道がない場所となるため、林床にササ類が繁茂する場所も含めて踏査し当該地点に到達することを考えています。
4-35	266	表4.2-2(39)注目種選定マトリクス表(生態系)	1次	改変エリアの利用可能性がオジロワシよりも高いとして、クマタカを上位性種に選定していますが、何をもちいてオジロワシとクマタカの利用可能性に差があると判断したのか、ご教示ください。	一般生態からオジロワシは河川や湖沼付近、クマタカは樹林地を主な生息環境としていると考えられます。事業実施区域及びその周辺の環境を見ると、採餌の観点からは肉食性のオジロワシは大沼周辺を、動物食のクマタカは事業実施区域周辺の樹林地や高原を利用していると想定され、事業による環境影響を把握する観点からクマタカを上位性種に選定しました。
4-36	276	表4.2-2(44)【景観】	1次	現地調査を行う「新緑期、展葉期、落葉期、積雪期」はそれぞれ何月を想定しているのか、ご教示ください。	新緑期は4～6月、展葉期は7～8月、落葉期は11～12月、積雪期は1～3月を想定しておりますが、調査年の気候や天候、植生の状況も考慮し、季節による眺望の変化が適切に把握できる時期に現地調査を行います。
4-37	277	表4.2-2(45)【景観】 表4.2-2(46)景観調査地点の設定根拠	1次	予測の基本的な手法について、「フォトモニタージュ法により、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモニタージュを活用したアンケートは実施されるでしょうか。影響予測の手法について具体的にご教示願います。	現時点においてはフォトモニタージュを活用したアンケートの実施は予定しておりません。住民説明会等を通じ、意見聴取に努めて参ります。今後の手続きにおいて、垂直視野角の算出や、景観資源との位置関係の提示等の定量的・客観的な手法での予測を予定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-38	277	表4.2-2(46) 景観調査地点の設定根拠	1次	<p>①各関係市町村へのヒアリングの概要についてご教示ください。なお、森町へのヒアリングを参考に設定された主要な眺望点がない理由を含めた内容としてください。</p> <p>②各調査地点からの最大垂直視野角をご教示ください。</p>	<p>①各関係市町村との事前面談の際に、北斗市からは「①村山公園（きじひき高原公園）」、「②噴火湾眺望台」及び「③きじひき高原パノラマ展望台」を主要な眺望点として追加するようご要望をいただきました。七飯町からは「⑥日暮山展望台」、「⑦大沼公園広場」を主要な眺望点として追加するようご要望をいただきました。さらに、可視領域図に眺望点の候補となる地点をお示し、他に眺望点となりそうな地点がないかを各関係市町村にヒアリングした結果、七飯町から「⑩白鳥台セバット」を主要な眺望点として追加するようご要望をいただきました。森町からは、主要な眺望点について追加等のご意見はいただいております。</p> <p>②方法書の風力発電機設置予定範囲における、風力発電機の手前に存在する地形、樹木及び建物等は考慮しないものとした、各調査地点からの風力発電機設置予定範囲の最寄り地点までの最短距離及び最大垂直視野角を以下にお示しいたします。</p> <p>①村山公園（きじひき高原公園） 約0.2km 約44.2度  ②噴火湾眺望台 約0.9km 約11.1度  ③きじひき高原パノラマ展望台 約1.3km 約7.8度  ④峠下台場跡 約3.5km 約2.9度  ⑤城岱牧場 約9.0km 約1.1度  ⑥日暮山展望台 約3.0km 約3.5度  ⑦大沼公園広場 約5.2km 約2.0度  ⑧湖畔の東屋 約6.9km 約1.5度  ⑨北緯42°の標 約9.5km 約1.1度  ⑩白鳥台セバット 約5.1km 約2.0度  ⑪駒ヶ岳特別母と子の家 約7.3km 約1.4度  ⑫西大沼会館 約3.7km 約2.8度  ⑬大沼多目的会館 ポロトポイント 約4.8km 約2.1度  ⑭峠下公民館 約4.4km 約2.3度  ⑮長橋会館 約5.7km 約1.8度</p>
4-39	278	図4.2-13 景観の調査位置	1次	<p>大沼の東端に東大沼野営場がありますが、本地点は利用形態上、大沼から対象事業実施区域を望む方向が主に眺望利用されると考えられ、眺望方向には景観資源が多く含まれます。国立公園に準じる景勝地として指定されている国立公園内からの眺望への影響を予測評価するためにも、主要な眺望点の調査地点とする必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>「東大沼野営場」につきましては、公的なHPにおいて眺望に関する情報が確認されなかったため非選定としておりますが、今後の手続きにおいて眺望に関する情報が得られた場合、追加選定を検討いたします。</p>
4-40	279 281	表4.2-2(47)(49) 【人触れ】	1次	<p>現地調査期間の「利用状況を考慮した時期に1回」は、それぞれの地点でどの時期を想定しているでしょうか。</p>	<p>それぞれの調査地点の利用可能時期、渡島総合振興局が公表している「観光入込客数調査」をはじめとする対象事業実施区域の周囲の入込状況、本方法書に対する皆様からのご意見等のほか、関係市町村に対し利用状況の傾向についてヒアリングを行い調査時期を設定いたします。</p>
4-41	282	表4.2-2(51) 【人触れ】	1次	<p>①きじひき高原について、123ページの表3.1-42では、「展望台、メロディロード、村山公園、牧場等が整備され」とされていますが、調査地点は、このうちのどの地点としているのかをご教示ください。あわせて、複数の地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②工事車両の走行ルートとアクセスルートの重複が懸念される「きじひき高原キャンプ場」及び「グリーンピア大沼」を調査地点として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①「きじひき高原」につきましては、北斗市のホームページに掲載されております「きじひき高原MAP」のエリアを「きじひき高原」として、人と自然との触れ合いの活動の場に選定しており、展望台、メロディロード、各公園、牧場等を含めたエリア内を調査の上、具体的に主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している活動範囲や施設を確認する方針です。</p> <p>②「きじひき高原キャンプ場」につきましては、4-41①の回答のとおり「きじひき高原」に位置する施設の一つとして現地確認をする方針であります。また、「グリーンピア大沼」につきましては、3-12③の回答のとおり、民営施設であるため、公開図書であるアクセス図書への掲載や調査実施は経営者の許可が必要なこと、経営者と個別に協議する方針としておりますことから、今後の協議結果を踏まえ検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-42	284	表4. 2-2(52) 【廃棄物等】	1次	<p>経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」では、産業廃棄物については「発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う。」、残土については「発生量に加えて最終処分量、再使用量の把握を通じた調査、予測を行う。」とされているため、これらの予測が必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>産業廃棄物につきましては、発生量に加えて有効利用量、処分量、有効利用の具体的方法を決定の上、予測及び評価を行います。残土については発生量を把握の上、対象事業実施区域内の土捨場設置を検討し、区域外への残土の搬出は原則行わない認識ですので、予測を行いません。以下のとおりP284を修正いたします。</p> <p>「1. 予測の基本的な手法 環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により、産業廃棄物については、発生量に加えて有効利用量、処分量、有効利用の具体的方法を決定の上、予測する。なお、残土については、発生量を把握の上、対象事業実施区域内の土捨場設置を検討し、区域外への残土の搬出は原則行わないので、予測を行わない。」</p> <p>「4. 評価の手法 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価 造成等の施工による産業廃棄物の発生量が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、また、有効利用量、処分量、有効利用の具体的方法が適切であるかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。」</p>

#### 5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		